

桜蔭会広島支部規約

昭和39年10月1日施行

- 第一条（名 称） 本会は桜蔭会広島支部と称する。
- 第二条（目 的） 本会は会員の向上と相互の親睦並びに連絡を図り、以て母校お茶の水女子大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条（会 員） 本会は広島県に在住する桜蔭会会員をもって構成する。
- 第四条（役 員） 本会を運営するために次の役員を選任する。
支部長（兼代議員） 一名 副支部長 一名
幹事（書記・会計） 二名
支部長は総会において選出し、その任期は二年とし、再選を妨げない。
支部長は代議員を兼ねる。
副支部長・幹事は支部長の指名による。
支部長は幹事中、一名を書記に、一名を会計に指名する。
- 第五条（役員の仕事） 支部長は会務を総覧し本会を代表する。
副支部長は支部長を補佐し支部長支障あるときは代行する。
幹事は、本会の目的ならび総会の決議に基づき会務を執行する。
会務は総会において報告しその了承を経なければならない。
書記は記録通信連絡の事務を担当する。
会計は連帯の責任において経理にあたる。
- 第六条（総 会） 年一回総会を開催する。別に臨時総会を開くことができる。
総会は全会員の五分の一以上（但し委任状を含む）出席し、その過半数以上の同意をもって決議とする。
但し五分の一に満たない場合、支部長経験者二名及び事務局三役の承認をもって総会を開催することができる。
- 第七条（会 費） 本会を運営するために会費を徴収する。
既納の会費は事由の如何を問わず返却しない。
- 第八条（支部事務局） 本会の支部事務局の所在地は会計宅とする。
- 第九条（改 正） 本規約を改正するには総会において行わなければならない。補則を改正するには役員会において幹事三分の二以上の同意を必要とする。
- 第十条（慶 弔） （慶事） 会員の叙勲、受賞は、祝電または祝い状を送り会報に掲載す
（弔事） 会員には弔電またはをお悔み状送る。弔辞、香典は原則として出さない。
慶弔いずれも、場合次第で考慮する。

補 則

- (1) その他の規約は本部の規約に準ずる。
- (2) 会費は一年分、1000円とする。但し、喜寿（77歳）以降は、免除。
- (3) 総会は支部長が招集する。春期総会は親睦を主とし、秋季総会は会の運営に必要な議事を主として行う。
- (4) 緊急決定執行を要する事項がおこったときは役員会を開き、その決議をもって本会の意志とすることができる。
役員は支部長が招集し三分の二以上出席し、その過半数の同意をもって決議する。
役員会は通信連絡をもって代えることができる。
- (5) 役員補充、欠員ができたときは補欠を選任し、その任期は残余期間とする。
- (6) 広島支部会員全体から、支部役員を任期（二年）毎に選出する。
- (7) 役員選出の際の年齢制限は設けない。
- (8) 会計監査は、前任の支部長および副支部長が行う。
- (9) 代議員の本部連絡協議会への参加費として、支部より一律20,000円支給する。

以 上

事務局

本部事務局 〒112-0012 東京都文京区大塚2丁目20番1号
国際交流留学生プラザ3階
一般社団法人 桜蔭会
電話 03 (3941) 4296
FAX 03 (3941) 9773
振替口座 00190-3-6589

支部事務局 第八条により、所在地は会計宅とする
設立年月日 昭和39年 10月 1日